

業務部速報



No. 89

発行 19. 4. 25

JR東労組 業務部

「通勤手当等の見直しについて」提案を受ける!

本日、「通勤手当等の見直しについて」の提案を受けました。①通勤手当、②別居手当、③都市手当の3点について見直しを行う内容です。会社はこの段階において実施する理由として、社員の挑戦をサポートする、エリアを越えて活躍する人が増えた、ライフスタイルが変化して共働き世帯が増えていることを挙げています。

変革2027に関係して、様々な施策が提案されています。賃金に関する重要な事項であると同時に、生活に密接に関わる内容です。健康や働きやすさの増進に資する制度の見直しとなるように、職場の声をもとに議論していきます!

通勤手当等の見直し

・新幹線(400km以下に限る)又は在来線特急を使用する通勤に、通勤手当を支給する。

※下記のいずれかの条件を満たす場合対象なる

条件①在来線普通列車による通勤時間(自宅から職場まで)が1時間30分以上で、自社新幹線使用で45分以上短縮できる場合

条件②会社が認めた在来線特急を利用する場合(現行モニターと同じ)

条件③会社が特に必要と認めた場合

・新幹線の使用が可能となる区間の例:大宮~高崎/宇都宮、東京・上野~小山、長岡~新潟、福島~仙台、水沢江刺~盛岡 等

・特に認めた区間として拡大になる区間:仙台~古川、長野~飯山、東海道新幹線(東京・品川~小田原・熱海、新横浜~熱海)

・**モニター制度を廃止**する

・**通勤定期券を購入が基本**となり、通勤手当支給の上限5万円は変わらない。

※**新幹線については全額支給**する。

※**交代制勤務者等も、回数乗車券ではなく、定期券購入**を基本とする。

※激変緩和の経過措置を実施する(内容は検討中)

別居手当の見直し

・「配偶者の居住地から新勤務箇所までの距離又は所要時間か、100km以上又は2時間以上あり、かつ、配偶者の居住地から社員の居住地までの距離又は所要時間か、50km以上又は1時間以上ある場合」の支給額30,000円を**40,000円**に改める。

都市手当の見直し

・都市手当の級地異動に伴う特例の拡大。

※異動前都市手当支給期間が36箇月以上ある場合は、保障期間終了後、異動前の都市手当支給月数から36箇月を減じた月数分(12箇月を限度)、保障されていた級地区分の直近下位の級地区分を保障する。

例:A級地の手当を40箇月支給された人、36箇月の保障後、更に4箇月B級地の手当額を保障する